

議第 19 号

栃木県議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第 15 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 3 月 19 日

| | | | |
|-----|---------|-----|-----|
| 提出者 | 栃木県議会議員 | 渡 辺 | 幸 子 |
| | 同 | 日向野 | 義 幸 |
| | 同 | 野 澤 | 和 一 |
| | 同 | 土 屋 | 晃 子 |
| | 同 | 小 池 | 篤 史 |
| | 同 | 石 坂 | 太 |
| | 同 | 小 林 | 達 也 |
| | 同 | 平 池 | 紘 士 |
| | 同 | 塩 田 | ひとし |
| | 同 | 高 山 | 和 典 |
| | 同 | 琴 寄 | 昌 男 |
| | 同 | 山 形 | 修 治 |
| | 同 | 神 谷 | 幸 伸 |

栃木県議会議長 佐 藤 良 様

栃木県条例第 号

栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例

栃木県議会委員会条例（昭和37年栃木県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(出席の特例)</p> <p>第13条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当する _____と認めるときは、 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によって、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。</p> <p>(1) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>(2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>2 委員が前項の規定により<u>発言その他の行為をしようとするときは</u>、委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定によりオンラインによる方法によって<u>発言その他の行為をする委員</u>_____は、この条例の規定の適用については_____、委員会に出席しているものとみなす。</p> <p>4 第1項の規定によりオンラインによる方法によって<u>発言その他の行為をする委員がある場合における委員会の運営に関し必要な事項は</u>、議長が別に定める。</p> <p>(委員会の公開の原則)</p> <p>第16条 委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。</p> | <p>(出席の特例)</p> <p>第13条の2 委員長は、<u>重大な感染症のまん延防止措置の観点から、又は大規模な災害の発生若しくはその他特別の事情により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある</u>と認めるときは、<u>当該委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法</u>（以下_____「オンライン_____」という。）によって、<u>委員会に参加</u>_____させることができる。</p> <p>2 委員が前項の規定により<u>委員会に参加</u>_____しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定によりオンライン_____によって<u>委員会に参加</u>_____する委員がある場合は、<u>前条、次条第1項及び第27条（記録）第1項の規定の適用について、当該委員は</u>、委員会に出席した_____ものとみなす。</p> <p>4 第1項の規定によりオンライン_____によって<u>参加</u>_____する委員がある場合における委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>(傍聴の取扱)</p> <p>第16条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</p> <p><u>2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</u></p> |

第17条 削除

(秩序保持に関する措置)

第20条 略

2・3 略

4 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 略

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条（代理人又は文書等による意見の陳述）において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(秘密会)

第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、第13条の2（出席の特例）第1項の規定によりオンラインによって参加する委員がある場合は、秘密会とすることができない。

(秩序保持に関する措置)

第20条 略

2・3 略

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 略

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で _____ 意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。